

## 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和4年度
<b>コア資本に係る基礎項目</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,839,912	6,830,495
うち、出資金及び資本準備金の額	4,267,834	4,207,930
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	2,632,729	2,682,554
うち、外部流出予定額(△)	26,132	48,475
うち、上記以外に該当するものの額	△ 34,519	△ 11,514
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,105	3,185
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,105	3,185
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	58,724	131,010
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 6,901,742	6,964,691
<b>コア資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5,789	10,046
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5,789	10,046
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 5,789	10,046
<b>自己資本</b>		
自己資本の額(イ) - (ロ)	(ハ) 6,895,953	6,954,644
<b>リスク・アセット等</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	53,831,429	58,982,208
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,304,998	1,455,675
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価差額に係る経過措置による土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	1,304,998	1,455,675
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	3,693,894	3,720,818
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 57,525,323	62,703,026
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率(ハ) / (ニ)	11.98%	11.09%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和5年度			令和4年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	614,170	—	—	659,637	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行 向け	889,433	—	—	1,392,877	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向 け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	9,515,125	—	—	8,616,589	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向 け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向 け	102,392,938	20,478,587	819,143	110,799,919	22,159,983	886,399
法人等向け	1,296,058	624,477	24,979	1,390,602	641,130	25,645
中小企業等向け及び個人向け	15,169,276	4,553,553	182,142	10,239,168	7,450,420	298,016
抵当権付住宅ローン	2,585,483	882,577	35,303	2,982,787	1,019,970	40,798
不動産取得等事業向け	2,928	2,928	117	4,263	4,263	170
三月以上延滞等	63,177	38,314	1,532	63,849	64,297	2,571
取立未済手形	22,162	4,432	177	15,913	3,182	127
信用保証協会等保証付	8,125,187	804,908	32,196	8,276,027	819,954	32,798
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	350,160	350,160	14,006	350,160	350,160	14,006
（うち出資等のエクスポ ージャー）	350,160	350,160	14,006	350,160	350,160	14,006
（うち重要な出資のエクスポ ージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	17,684,574	24,785,589	991,423	17,386,032	25,012,269	1,000,490
（うち他の金融機関等の対象資 本等調達手段のうち対象普通出 資等及びその他外部T L A C 関 連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポ ージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協 同組合連合会の対象資本調達手 段に係るエクスポージャー）	5,108,905	12,772,264	510,890	5,108,905	12,772,264	510,890
（うち特定項目のうち調整項目 に算入されない部分に係るエク スポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有して いる他の金融機関等に係るその 他外部T L A C 関連調達手段に 関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有して いない他の金融機関等に係るそ の他外部T L A C 関連調達手段 に係る5%基準額を上回る部分 に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポ ージャー）	12,575,597	12,013,147	480,525	12,277,126	12,240,004	489,600

証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	900,000	900	36	900,000	900	36
（うちルックスルー方式）	900,000	900	36	900,000	900	36
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	1,304,998	52,199	—	1,455,675	58,227
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	159,610,676	53,831,429	2,153,257	163,077,830	58,982,208	2,359,288
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	159,610,676	53,831,429	2,153,257	163,077,830	58,982,208	2,359,288
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%	b = a × 4%	b = a × 4%
	3,693,894	147,755	3,720,818	148,832	148,832	148,832
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計	所要自己資本額	所要自己資本額	所要自己資本額
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%	b = a × 4%	b = a × 4%
	57,525,323	2,301,012	62,703,026	2,508,121	2,508,121	2,508,121

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>  

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$